地方独立行政法人

佐賀県医療センター好生館中央監視等業務委託

特記仕様書

令和　３年度

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

佐賀県医療センター好生館中央監視等業務委託特記仕様書

Ⅰ．業務概要

１．委託業務名　地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館中央監視等業務委託

２．履行場所　　佐賀市嘉瀬町中原４００番地

３．履行期間　　令和３年１０月１日午前０時から令和５年９月３０日午後１２時まで

４．目的

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館中央監視業務は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「好生館」という。）の設備等を計画的、かつ適正に運転、監視することにより病院の環境、機能を維持することを目的とする。本特記仕様書は、好生館の設備等に係る運転監視等の業務を委託（以下「委託業務」という。）する内容について示すものである。

５．摘要

委託業務の実施については、本仕様書及び建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成３０年版（以下「共通仕様書」という。）に基づいて行うこと。なお、本仕様書及び共通仕様書に拠りがたい場合は好生館と本業務の受託業者（以下「受託者」という。）で協議をする。

６．対象業務

１）運転・監視及び日常点検・保守業務

・電気設備
・機械設備
・監視制御設備
・搬送設備
・建築
・小修繕対応業務
・衛生設備

２）定期点検及び保守

・機械設備
・衛生設備

７．受託者の責務

受託者は、委託業務の遂行に当たり、好生館の設備等を十分に理解し、その円滑な運営に支障をきたすことのないようにするとともに、以下に掲げる事項についてもその責務を果たすこと。

また、病院利用者に対しても遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応すること。

１）関係法令等の厳守

受託者は、この業務の遂行に当たっては、労働安全衛生法、電気事業法、消防法、医療法、廃棄物の処理に関する法律等を遵守し、誠実に実施すること。

２）守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除および契約期間満了後においても同様とする。

Ⅱ．一般共通事項

１．受注者の負担の範囲

本業務に使用する電力及び用水費は、好生館の負担とする。

２．貸与資料

機器完成図、設備機器台帳、完成図、前年度業務報告書

電気工作物保安規定。

３．用語の定義

監督員　　：委託契約書に規定する好生館の監督員をいう。

業務責任者：委託契約書に規定する受託者の業務責任者をいう。

業務要員　：委託契約書及び特記仕様書等に基づき委託業務に従事するものをいう。なお、業務責任者は業務要員を兼ねることができる。

４．業務計画

受託者は、委託業務開始前までに具体的な業務計画書および作業計画書並びに職員の配置計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。また、その履行にあたっては、業務要員に対する業務内容等の教育を行うとともに、業務責任者の注意義務をもって実施すること。

５．監督員

監督員は、委託業務の履行についての業務責任者への指示、承諾、協議、および検査・確認を行う。

６．業務責任者

１）受託者は、業務要員の中から業務責任者を選任し、監督員に報告すること。

２）業務責任者は、受託者と直接及び恒常的な雇用関係にあり、３００床以上の病床数を有する総合病院の運転・監視業務を３年以上行った実績を有し、かつ、自衛消防業務講習修了証を有し、対象設備等の運転・監視及び日常点検・保守業務について高度な技術力・判断力及び委託業務の指導等、総合的な技能を有する者とする。また、業務責任者は、原則として病院の通常業務時間中は常駐すること。

３）業務責任者は、監督者との連絡、調整及び業務要員の指揮監督を行うこと。

７．検査

業務責任者は、監督員の指示する業務について、立ち会い又は記録等により業務完了の都度、検査を受けること。

８．業務要員の配員

委託業務の履行にあたり以下の業務要員を配置すること。

平日・土・日・祝日

１）昼間　　午前８時３０分から午後５時３０分まで　３名以上

２）夜間　　午後５時００分から午前９時００分まで　２名以上

３）配置する業務要員のうち１名は、第１種電気工事士又は第２種電気工事士の資格を有すること

４）配置する業務要員のうち１名は、１級ボイラー技士又は２級ボイラー技士の資格を有すること

９．業務要員の資格等

受託者は、次に示す資格及び経験を有する員数の業務員を従事させておくこと。

１）ボイラー技師のうち１名以上１級ボイラー技士以上の資格を有し、３年以上の実務経験を有すること。

２）エネルギー管理員、建築物環境衛生管理技術者の資格を有している者を各１名以上配置すること。

３）第１種電気工事士又は第２種電気工事士の有資格者を配置すること。

４）危険物取扱者（乙種第４種）の資格を有している者を３名以上配置すること

５）電気設備、機械設備、衛生設備の運転・監視及び日常的な保守業務について内容を判断ができる技能を有し、１年以上の経験を有する者５名以上配置すること。

６）防災設備等の監視業務について１年以上の経験を有する者を５名以上配置すること。

７）医療ガス安全管理者講習会終了書所持者を１名以上配置すること。

１０．業務要員の名簿等

受託者は、委託業務に先立ち、業務要員の氏名、経歴、資格名等を記載した業務要員名簿を提出すること。また、名簿については資格免状の写しを添付すること。

１１．通知義務

業務責任者は、次の場合、監督員に緊急連絡を行うものとする。

１）業務要員に事故があったとき。
２）委託業務の履行が著しく困難となる事情が発生したとき。
３）設備の異常、重故障、及び事故等が発生したとき。
４）運転監視上、危険な状況が生じたとき、又は生じる恐れがあるとき。
５）地震、その他、自然災害が発生したとき。
６）その他、必要と判断したとき。

１２．提出書類

受託者は、業務を履行したときは、次の書類を監督員に提出すること。

１）業務実施報告書
２）業務日報、業務月報
３）その他、好生館が業務管理上必要と認める書類

１３．官公庁への手続

受託者は、委託業務に係る関係法令の定める諸手続きを監督員と協議のうえ遅滞なく行うこと。

１４．行事等への参加

受託者は、好生館から防災訓練等行事への参加要請があった場合は参加すること。

１５．障害等に対する協議

受託者は、委託業務の遂行にあたって、重大な障害・不備が生じた場合は、監督員と協議すること。

１６．施設使用および備品等の負担

受託者は、専用する施設（控室）を無償で使用することが出来る。ただし、無許可で改造等を行ってはならない。

１７．その他

１）業務の対象となる施設・設備等の異常、故障にたいして２４時間対応できること。
２）受託者は、業務要員の健康管理に十分配慮し、業務の履行に支障が生じないようにすること。
３）業務要員は、勤務時間中、統一された服装及び顔写真入りの名札を着用すること。
４）受託者は、業務期間中において業務責任者を変更する場合は事前に監督員と協議すること。また、業務責任者を変更する場合は委託業務に支障がないように一定期間に業務引継ぎを行うこと。
５）本業務を行ううえで、ゴミ等、作業の障害となりうるものを発見した場合は、監督員と協議し、可能であれば除去すること。
６）病院敷地内は、全面禁煙とする。
７）病院内における省エネルギー及び環境マネージメント活動を理解し、協力すること。

１８．業務引継の義務

受託者は、業務が円滑に行えるよう監督員と協議し事前教育を行うこと。その場合の費用は受託者負担とする。

契約期間の満了またはその他の理由により委託業務を継続しなくなったときは、下記の要領で前契約の受託者は新規受託者に対して教育、指導を実施しなければならない。

１）受託期間中に知り得た情報は全て引き継ぐこと。
２）前契約の受託者は新規受託者へ、当該業務実績１年以上を有する者５名以上を１ヶ月間以上派遣すること。
３）これに係る費用は全て新規受託者が負担するものとする。

Ⅲ．基本事項

１．委託業務の範囲

１）昼間業務

・運転・監視業務
・日常点検・保守業務
・定期点検
・小修繕対応業務
・別契約の定期点検に対する業務協力
・設備室等の清掃
・水質検査
・非常用飲料水処理

２）夜間業務

・運転・監視業務

・軽微な修繕対応業務

３）不定期業務（必要に応じその都度行う業務）

・物品入荷受入れ立会

・各設備の管理簿作成

・災害時等の対応

・駐車場機器の異常時の対応（応援）

４）好生館が必要と判断した業務。

・委託者と受託者とで協議した業務

・緊急を要する業務

２．非常時の対応

１）障害・故障・事故および災害発生時への対応については、対応方法等に関するマニュアルの整備など迅速かつ適切に対応できるよう事前に準備をしておくこと。

２）災害等が発生した場合は、別に定める「運転監視マニュアル(12 項)」で作成された防災マニュアルに基づいて処置をするとともに二次災害の防止に努めること。

３．運転監視、機器操作

各機器の運転方法、監視内容、日常点検・保守、定期点検及び保守、小修繕対応業務、別契約の定期点検時に対する業務協力、設備室等の清掃、水質検査、非常用飲料水処理については、別に定める「運転監視マニュアル」によるものとする。